

## 郵送による住所の付定の申請方法について

郵送による付定申請をご希望の場合は、必要書類を建物が所在する区役所の区民課まで送付してください。受付後、住所が決まり次第、決定通知書と住居表示板（プレート）を返送します。

なお、状況によりご来庁が必要になる場合もございますので、予めご了承ください。

### ◆ 必要書類

- 建物その他の工作物新築届出書（申請書）
- 公図（建物が建っている最新の地番の状況がわかるもの）
- 配置図（建物の出入口及び隣地境界線の確認できる書類）
- 返信用封筒（返送先を記載の上、切手を貼ったもの）※不足分は着払い
- 統一方書申請書 ※20世帯以上の共同住宅の場合のみ原則申請が必要です。
- 世帯数分かる書類（統一方書申請ありの場合）

#### ※切手代の目安

申請棟数	1棟	長3号封筒に	94円分の切手
	2棟	角2号封筒に	120円分の切手
	3～4棟	角2号封筒に	210円分の切手
	5～7棟	角2号封筒に	250円分の切手
	8棟以上	レターパックを推奨	

### ◆ 注意事項

#### ① 「建物その他の工作物新築届出書」の記入について

- ・ 記入例を参考にご記入ください。
- ・ 届出書は1棟につき1部必要です。
- ・ 申請内容等についてお電話にて確認させていただく場合がございますので、電話番号は日中ご連絡がつく番号をご記入ください。なお、ご連絡がつかなかった場合は、そのまま返送させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ 枝番号をご希望の際は、申請書の余白に枝番号希望の旨をご記入ください。

#### ② 決定通知書、住居表示板（プレート）の送付について

- ・ 届出人の住所、氏名宛に決定通知書および住居表示板（プレート）を返送します。
- ・ 申請書の受付から決定通知書等の返送まで1週間程度かかります。お急ぎの際は区民課の窓口にてご申請ください。

### ③ 住所の付定方法について

- ・ 条例、内規に基づき住所を決定します。原則、決定後の変更はできませんので、予めご了承ください。
- ・ 住所を決定する基準については、下記の「同一の住居番号の解消について（住居表示実施地区）」のページをご確認ください。
- ・ 付定される住所について、決定前に説明や確認をご希望の場合は、区民課の窓口にて申請してください。

### ④ 同一住所の解消について

- ・ 建物の立地上、同一住所が複数存在してしまう場合があります。
- ・ 他の建物との住所の重複を解消するため、枝番号を設定することができます。

例) さいたま市浦和区常盤6丁目6番4 1号

枝番号

- ・ 枝番号についての詳細は以下のページをご覧ください。

「同一の住居番号の解消について（住居表示実施地区）」

<https://www.city.saitama.jp/001/001/010/p016501.html>

- ・ 他の建物と住所が重複した場合に枝番号を希望される場合は、記入例を参考に「建物その他の工作物新築届出書」に枝番号を希望する旨をご記入ください。

### ⑤ 共同住宅の場合

- ・ 20世帯以上の共同住宅の申請の場合、住民の方の利便性向上のため、統一方書の申請をお願いします。
- ・ 統一方書の場合、部屋番号までが住所となります。（方書は原則記載されません）

例) さいたま市浦和区常盤6丁目4番4 101号

部屋番号

- ・ 20世帯以上の共同住宅の申請の際、記入例を参考に「統一方書申請書」をご記入の上、世帯数分かる書類と併せて送付してください。

例) 入居者募集の資料、断面図及び各階平面図等